

吹田市学校体育施設開放事業実施要領

令和7年(2025年)4月1日改正

1 目的

学校体育施設開放事業（以下「開放事業」という。）は、小中学校の体育施設を開放し、地域住民のスポーツ活動への参加を促進することにより、市民一人ひとりの自己実現を支え、地域の新しい力の創造につなげることを目的とする。

2 事業の実施

開放事業は、学校教育に支障のない範囲で教育委員会が使用を認める小学校及び中学校の運動場及び体育館（屋内運動場）（以下「開放施設」という。）で実施する。

3 開放期間等

- (1) 開放事業の実施期間は、毎年度12月29日から翌年1月3日までを除く4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 昼間の開放事業は、土曜日、日曜日、休日及び休業日の午前9時から午後5時までの間で行うものとする。ただし、休日の土曜日並びに学校の夏季、冬季及び春季の休業期間中の土曜日を除く土曜日については、午後1時から午後5時までの間で行うものとする。
- (3) 夜間の開放事業は、原則として1週間のうち4日程度、午後6時から午後9時までの間で行うものとする。ただし、学校と調整のうえ、週5日以上使用することを妨げない。

4 事業の委託

市長は、開放事業を学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託して実施するものとする。

5 運営委員会

- (1) 運営委員会は、自治会役員、スポーツ推進委員、社会体育リーダー、青少年指導員、体育団体役員、当該学校教職員、PTA役員、利用団体代表等で構成するものとする。
- (2) 運営委員会は、開放施設を適正に管理し、開放施設の状態を良好に保つため、開放施設に関する使用規程を定めるものとする。使用規定に変更があったときは、速やかに文化スポーツ推進室に提出するものとする。

6 業務内容

運営委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 開放する学校体育施設の使用についての学校との調整
- (2) 学校体育施設の使用についての利用団体間の調整（抽選会の開催等）
- (3) 学校体育施設、備品及び体育用具の点検等
- (4) 開放事業に係る事務
 - ア 学校体育施設開放事業利用団体届のとりまとめ及び提出
 - イ 学校体育施設開放事業使用許可申請書の受付及び許可書の発行
 - ウ 開放事業に関する各種書類の作成及び提出
- (5) 利用団体の管理指導員への指導
- (6) 利用団体及び吹田市との連絡調整

7 スポーツ教室

- (1) 運営委員会は開放事業の一環としてスポーツ教室を実施することができるものとし、その運営は運営委員会が行う。
- (2) 運営委員会は、スポーツ教室の実施に要する経費の全部又は一部に充てるため、参加者から参加料を徴収することができるものとする。
- (3) スポーツ教室の参加料の限度額は、1月（週1回の開催）につき1,000円とする。
- (4) 運営委員会は、スポーツ教室の参加者から参加料を徴収したときは、参加者（小中学生の場合はその保護者）に対し、事業報告及び会計報告を行うものとする。
- (5) 夜間のスポーツ教室に小学生が申し込む場合は、参加承諾書を提出させるものとする。また、小学生が教室に参加する場合は、保護者に送迎をさせるものとする。
- (6) 夜間のスポーツ教室に中学生が申し込む場合は、参加承諾書を提出させるものとする。

8 運営委員会が留意すべき事項

運営委員会は、次に掲げる事項に留意して、開放事業を実施するものとする。

- (1) 年度当初に学校側と協議を行い、学校の実情に応じて、使用する施設、開放する日時等に関する利用計画、運営計画等を定めること。
- (2) 使用の申請方法は、利用団体に明確に示し、公平な方法で使用の日時等を定めること。
- (3) 学校行事等のために使用の取消し及び変更を行うことがあることについて、事前に利用団体に了承させること。
- (4) 運営委員会は利用団体から使用の申請を受け、1か月単位で使用の調整を行うこと。調整に当たっては、利用団体に申請方法を明確に示した上で、特定の利用団体が長期間、定期的に使用することのないように割振り等を行うこと。
- (5) 開放施設の使用時間は原則として2時間単位とし、割振り等を行うに当たって

は、必要に応じ運動場等を分割して使用させ、又は複数の利用団体に共同して使用させる等の工夫をすること。

- (6) 利用団体に属する者の年齢層、スポーツの種目等などに応じ、使用する開放施設及び使用日時を割り振ること。

9 利用団体

利用団体は、成人を代表者とし、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 主に学校区内の地域住民で構成する団体、社会教育関係団体その他市長が適当と認める団体。ただし、営利を目的とする団体及び政治活動又は宗教活動を行う団体を除く。
- (2) 主に小中学生で構成する団体にあつては、成人している責任ある指導者のもとに活動する団体。
- (3) 夜間の開放事業（運営委員会が主催するスポーツ教室を除く。）における利用の優先順位は、一般(中学生以下を除く)で構成する団体、小中学生を含む団体の順序とする。
- (4) 主に学校区内の地域住民以外で構成する団体は、前項(1)～(3)で規定する団体の利用を妨げない範囲で利用を認めるものとする。

10 利用団体の届出

開放事業を利用しようとする団体は、毎年度、運営委員会を経由して市長が指定する期日までに、学校体育施設開放事業利用団体届を市長に提出しなければならない。

11 使用の申請

開放施設を使用しようとする利用団体は、運営委員会を経由して教育委員会が指定する期日までに、学校体育施設使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

12 管理指導員

利用団体は開放事業の利用日当日に管理指導者を置き、次に掲げる職務を行わせるものとする。ただし、管理指導者は主たる指導を行っている者以外が担うものとする。

(1) 準備・開放時

- ア 学校との鍵等の引継
- イ 施設の開錠・点検、体育用具・救急薬品等の点検
- ウ 使用上の注意・指導
- エ 校舎区域への立入禁止処置の確認のための適時巡回
- オ 緊急時、雨天時等の使用判断と事務処理
- カ 参加者の安全管理及び負傷があった場合の応急処置

キ 終了10分前に、使用施設の整地・清掃等の指導

ク 事故発生時における運営委員会、学校、教育委員会への連絡並びにその指示に基づいた調整

(2) 終了後

ア 校内巡回、施錠、消灯及び異常の有無の確認

イ 施設・用具等の点検、収納、保管

ウ 学校との鍵等の引継

エ 開放日誌の記入

13 利用団体が守るべき事項等

(1) 利用団体は、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(2) 利用団体は、開放施設の使用終了時に、使用した施設又は器具等を原状に復さなければならない。

(3) 利用団体は、施設、用具等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 夜間開放事業に小中学生が参加する場合は、「8 スポーツ教室」第5号及び第6号に準じた手続きをしなければならない。

(5) 開放施設の使用中に生じた事故については、利用団体の責任で処理するものとし、吹田市、吹田市教育委員会、当該学校は、その責任を負わないものとする。なお、利用団体においては、スポーツ傷害保険の加入等事故に備えるものとする。

(6) 熱中症事故予防のため、暑さ指数が31℃を超える場合は開放施設を原則使用しない。ただし学校屋内運動場において空調設備を使用する場合はこの限りでない。空調設備の使用に伴う光熱費は利用団体からの徴収とする。

14 書類等の様式

この要領に規定する書類等の様式は、文化スポーツ推進室長が別に定める。

15 施行期日

この要領は、令和7年4月1日から施行する。